

平成19年4月10日  
経済産業省

## 一時抹消登録車両の現状確認調査について

(お知らせ)

経済産業省は、環境省及び国土交通省と協力し、一時抹消登録されている車両の流通ルート（保有・解体・輸出・中古新規登録等）の明確化及び同分類の地域性の分析を通じて、自動車リサイクル法及び道路運送車両法の円滑な施行を目的とし本調査を行い、一時抹消登録車両の流通ルートが判明いたしました。

### 1. 調査の対象車両について

平成17年3月に一時抹消登録された車両で、かつ、平成18年3月時点で一時抹消登録されている車両を調査対象とします。（道路運送車両法第18条第1項催告その他措置の対象となる1年以上一時抹消登録の状態である車両）

### 2. 調査の規模について

調査における質問書の送付先は上記対象車両を所有する自動車検査証上の所有者に対し送付しました。

送付先の抽出条件として、対象車両100台以上の所有者又は各運輸支局別保有車両数上位5位の所有者としました。送付先の業種としては、新車販売店、中古車販売店、輸出業者、リース会社、損保会社、オートオークション会場、整備業者、解体業者等です。

[送付先事業者数] 453事業者

[調査対象車両数] 56,652台

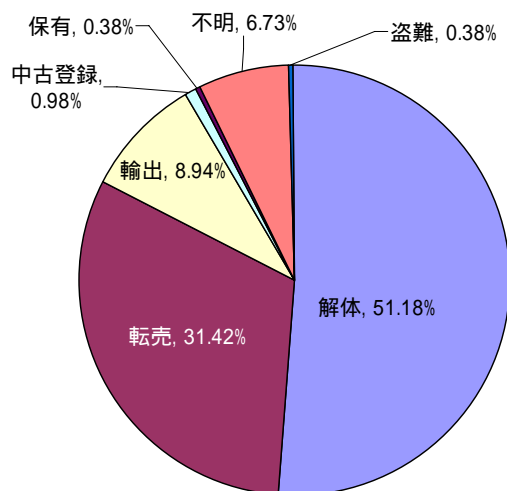
### 3. 調査結果について

調査対象全車両数の572,641台のうち、自動車リサイクル法により処理された車両数は309,170台ありました。それ以外に中古新規登録が1,027台、輸出本抹消が344台ありました。

よって、一時抹消登録が1年間以上継続している車両は262,100台となり、このうちサンプル抽出した大量所有者及び各運輸支局別保有車両数上位5者(453事業者、56,652台)に対して、質問書を送付したところ、下記のとおり回答がありました。

【転 売】	31千台	【保 有】	4百台
【輸 出】	9千台	【不 明】	7千台
【中古登録】	8百台	【盗 難】	4百台
【解 体】	5百台	【未 回 答】	8千台

回答結果より推定される、平成17年3月から一時抹消登録状態が1年間以上経過している全車両の状況は以下のとおりです。



調査結果の詳細は下記自動車リサイクル法 HP に調査報告書を掲載しています。

[http://www.meti.go.jp/policy/automobile\\_recycle/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課

担当者：呉村、別府

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 3831)

